八王子市延長保育事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、保護者の就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされていることから、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、市以外が設置する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所又は家庭的保育事業所（以下「保育所等」という。）で引き続き保育を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第２条　この要綱において延長保育とは、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項第 2 号に規定する事業に基づき、通常の利用日及び利用時間帯以外の日並びに時間において引き続き保育を実施することをいう。

（延長保育実施保育所等）

第３条　延長保育を実施する保育所等は、次の各号に定める要件を満たし、適切に事業が実施できる施設とする。

⑴　配置する職員は、ア～ウの各類型において次のとおりとする。ただし、ア～イについては実施場所１につき保育士の数は２名を下ることはできない。なお、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で１年相当程度が目安）、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者については、１名に限り保育士とみなして配置することができることとする。

ア　認可保育所

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月 24 日条例第 33 号）第 35 条第 2 項に定める職員配置基準とする。

イ　認定こども園

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月 24 日条例第 37）第 4 条第 1 項に定める職員配置基準とし、幼保連携型認定こども園については同条例第 28 条第 3 項に定める職員配置基準とする。

ウ　小規模保育事業所、事業所内保育事業所又は家庭的保育事業所

八王子市家庭的保育事業等事業認可等事務取扱要綱第 4 条第 1 号に定める職員配置基準とする。

⑵　延長保育の対象となる児童（以下「対象児童」という。）に対し、適宜補食を提供できるようにすること。

（延長保育実施協議）

第４条　延長保育事業を実施しようとする保育所等は、あらかじめ市長と協議しなければならない。この場合において、当該保育所等は延長保育実施協議書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による協議に対し、当該保育所等において、延長保育事業を実施する必要があ

ると認められる場合には当該保育所等を延長保育実施保育所（以下「実施保育施設」という。）として承認する。

３　市長は、第１項の協議を受けた場合において、前項の規定に基づき実施保育施設として承認したとき又は却下したときは、その旨を延長保育承認（却下）通知書（第２号様式）により、当該保育所等に通知するものとする。

４　設置者を変更せずに施設名称が変更となった場合は、従前に市長に届け出た延長保育実施協議書（第１号様式）の施設名称及び施設・事業所別を施設名称変更後の施設名称及び施設・事業所別と読み替えることとし、延長保育実施協議書（第１号様式）の再提出は不要とする。

（対象児童）

第５条　対象児童は、法第 19 条第１項第２号又は第３号の認定を受け、保育所等を利用する児童であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　保護者の就労形態、通勤時間、残業等やむを得ない事由により、延長保育が常態として必要であると認められる者

⑵　長時間保育により児童の発達又は健康上支障を生じるおそれのない者

２　対象児童の年齢は、当分の間、満１歳以上を原則とする。

３　第１項の規定にかかわらず、延長保育が常態として必要であると認められないが、やむを得ない事由により、延長保育が真に必要であると認められる者は、延長保育を受けることができる。

（延長保育の申請及び決定）

第６条　前条の規定により延長保育を受けることができる者の保護者で延長保育を希望する者は、利用を開始しようとする月の前月の１５日（入所した月と開始しようとする月が同月内であるときは、入所した月の５日までとする。）までに、 延長保育申請書（第３号様式）を施設長に提出しなければならない。

２　施設長は、前項に規定する延長保育申請書の内容を審査し、その結果を延長保育承認（不承認）通知書（第４号様式）により当該保護者に通知する。

３　前２項の規定にかかわらず、前条第３項の規定に該当する者については、実施保育施設の認可をもって、前２項にかかる手続を省略することができる。

（延長保育の辞退及び解除）

第７条　前条第１項の規定により申請を行った保護者又は同条第２項の規定により延長保育の決定を受けた保護者は、勤務等の状況変更により、延長保育の必要がなくなったときは、当該延長保育の必要がなくなる月の前月の末日までに、延長保育辞退届（第５号様式）を施設長に提出しなければならない。

２　施設長は、前項に規定する辞退届の提出があったとき又は次の各号のいずれかに該当した場合は、延長保育の決定の解除又は取消しができるものとする。

⑴　第５条に規定する対象児童の要件に該当しないと認められるとき。

⑵　第９条に規定する保護者負担金を滞納したとき。

３　施設長は、前項に規定する解除又は取消しを行ったときは、延長保育解除（取消）通知書（第６号

様式）により当該保護者に通知する。

（延長保育経費の助成）

第８条　市長は、実施保育施設に対し、延長保育に係る運営費として、次に掲げる金額を予算の範囲内で支払うものとする。

⑴　別表「延長保育単価表」に定める算定基準により算出した金額

なお、平均対象児童数とは、年度内の市長が別に定める期間内の各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第１位を四捨五入して得た数とする。

⑵　次条第３項の承認を受けた者の延長保育保護者負担金（以下「保護者負担金」という。）を減免した場合には、別表「延長保育単価表」に定める保護者負担金減免算定基準の金額と実施保育施設月額保護者負担金を比較して少ない方の金額

２　前項に規定する経費の交付については、八王子市保育所運営費支弁要綱、八王子市施設型給付費等（幼保連携型及び保育所型認定こども園）支弁要綱、八王子市施設型給付費等（幼稚園型及び地方裁量型認定こども園）支弁要綱八王子市施設型給付費（認定こども園）支弁要綱及び八王子市地域型給付費等支弁要綱の規定に基づき、支弁するものとする。

（保護者負担金）

第９条　実施保育施設は、保護者に保護者負担金として費用負担を求めることができ、その負担方法及び額等については、実施保育施設において定める。

２　延長保育の 30 分以上の月単位利用を行っており、かつ、開所時間内における「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成 27 年内閣府告示第 49 号）第１条第 44 号イに定める標準時間認定の対象児童の保護者（八王子市の住民基本台帳に記載されている保護者に限る）のうち、八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の決定及び徴収に関する規則（平成１０年八王子市規則第２０号）別表に定める徴収月額表の階層区分１又は２に該当する世帯に該当し、保護者負担金の減免を希望するときは、第６条に規定する延長保育申請書を提出する日までに延長保育保護者負担金減免申請書（第７号様式）に延長保育承認通知書（第４号様式）の写しを添えて市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請に対し、該当する世帯であると認めたときは、保護者負担金減免対象者として承認する。

４　市長は、前項により承認したとき又は不承認としたときは、その旨を延長保育保護者負担金減免承認（不承認）通知書（第８号様式）により、当該保護者に通知するとともに、実施保育施設にもその旨を通知するものとする。

５　前項の通知を受けた実施保育施設は、保護者負担金を減免しなければならない。

６　市長は、第３項により承認された場合でも、要件に該当しなくなった場合には減免を取り消すものとし、その旨を延長保育保護者負担金減免解除通知書（第９号様式）により保護者負担金減免対象保護者へ通知するとともに、実施保育施設にもその旨を通知するものとする。

７　保護者負担減免対象者が他の保育所等に転園した場合は、当該年度に限り転園先の保育所等でも保護者負担減免対象者として取扱い、市長に対する延長保育保護者負担金減免申請書（第７号様式）の

再提出は不要とし、転園先の保育所等にもその旨を通知する。

（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか延長保育の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付　則
この要綱は、平成９年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１８年２月２３日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。
付　則
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成１９年２月１日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。
付　則
この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成２９年７月１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
付　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
付　則

この要綱は、平成３１年４月２６日から施行し、平成３１年（２０１９年）４月１日から適用する。

付　則

この要綱は決定の日から施行し、令和２年（2020 年）４月１日から適用する。

付　則

この要綱は決定の日から施行し、令和３年（2021 年）４月１日から適用する。

付　則

この要綱は決定の日から施行し、令和４年（2022 年）４月１日から適用する。

付　則

この要綱は決定の日から施行し、令和４年（2022 年）４月１日から適用する。

付　則

この要綱は決定の日から施行し、令和６年（2024 年）４月１日から適用する。

付　則

この要綱は決定の日から施行し、令和６年（2024 年）４月１日から適用する。